

# ブリッジ Bridge 6月号

## トレンドニュース(令和8年4月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.12倍(前月と同倍率)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,447人と前年同月比1.3%増加。

新規求職申込件数:2,558人と前年同月比18.9%増加。

⇒新規求職者は前年同月比で大幅に増加しました。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

◆ 令和8年度「全国安全週間」を7月に実施します。令和8年度の「全国安全週間」スローガンは、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。

令和8年7月1日(水)から7日(火)までを「全国安全週間」、同年6月1日(月)から30日(火)までをその準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

## 目次

### 《お知らせ情報》

- ◆ 6月は「外国人雇用啓発月間」～外国人雇用はルールを守って適正に～
- ◆ 令和8年度労働保険の年度更新 6月1日～7月10日～申告と納付はお早めに～
- ◆ 労働保険は電子申請～無料でアドバイザーが初期設定をお手伝いします～
- ◆ 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について
- ◆ 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」のご案内

### 《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

### ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



### 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



# ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～

## 6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん  
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)、都道府県労働局にお問い合わせください。

安心して働きたい！



令和  
8年度

申告と納付はお早めに

# 労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1月～7.10金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

オンラインにアッサリ乗り換えよう

# 労働保険は電子申請

無料で  
初期設定を  
お手伝い  
します。

軽すぎて  
飛んでっちゃうっす~!



イメージキャラクター：  
ペパレス執事



コラボキャラクター：  
貝社員アサリ

**GビズID**なら  
電子証明書なしで  
労働保険年度更新が  
**可能!**

いつでもどこでも手続可能!  
カンタン・スピーディーに申請!  
ムダな時間やコストも削減!

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。

アドバイザーが無料で初期設定をお手伝いします。  
令和8年度電子申請未利用事業場アドバイザー事業  
詳細確認やお申し込みはホームページから!  
<https://denshi-shinsei.jp/>

スマホ  
からは  
コチラ!



# 無料でアドバイザーが 初期設定をお手伝いします

費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国  
どこでも

お先に  
失礼しま〜す!

ご案内します!!

© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。



労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ

受託会社

株式会社パソナ

事務局お問い合わせ先

メール：denshi-shinsei@pasona.co.jp

電話：03-6261-2321

〈キトリ〉

## 労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ		フリガナ	
事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ			
住所	〒	—	

FAXでお申し込みの場合は、  
上記内容をご記入の上、  
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6261-2322

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）**

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<b>37.5人以上</b>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告  
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

**除外率が引き下げられました。（令和7年4月）**

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）****▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）

**▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

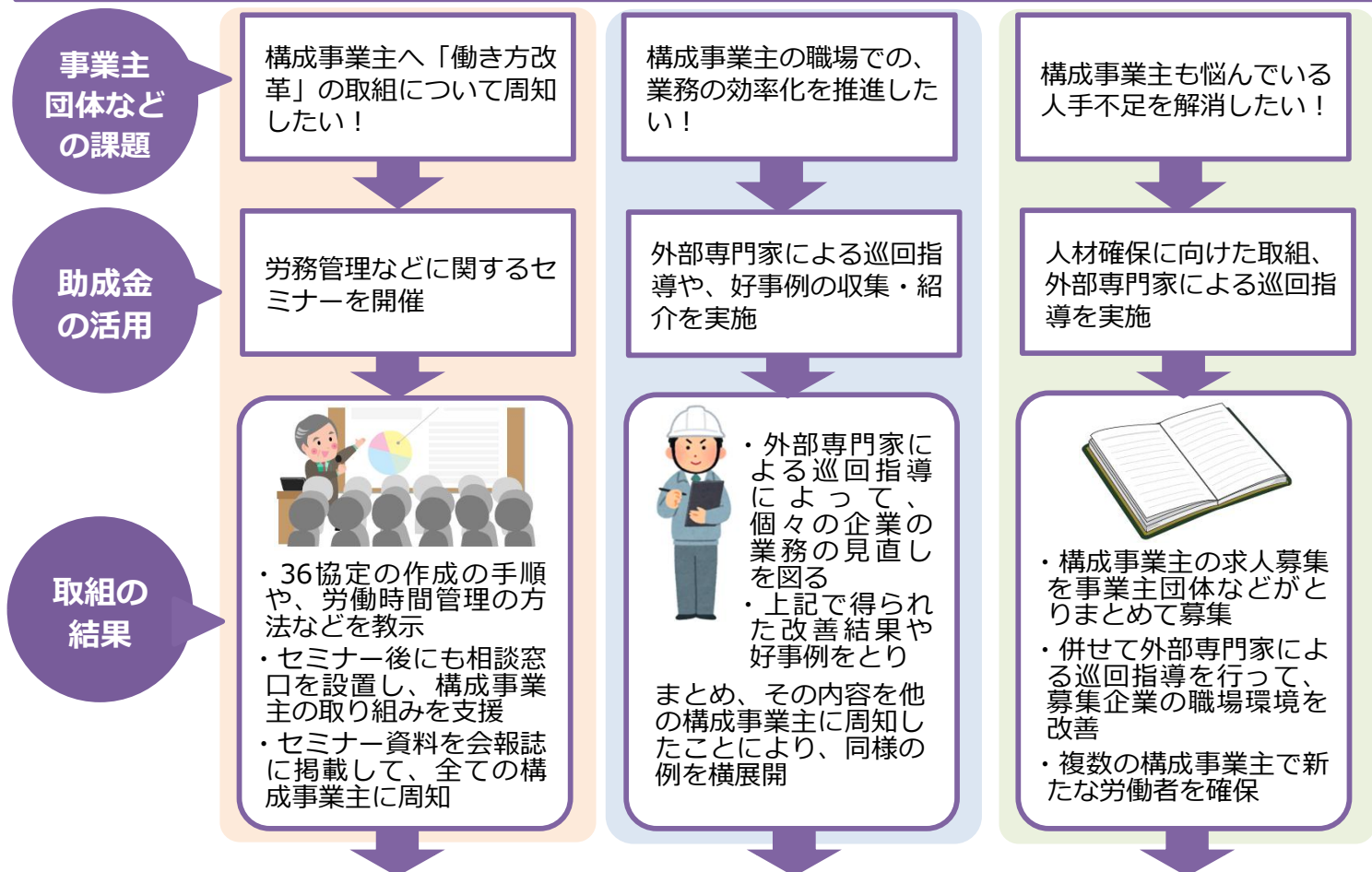
- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が適用されています。

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

## 課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備！

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：

令和9年2月14日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体等の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」

# 団体推進コースの助成内容

## 対象となる事業主団体等

以下のいずれかに該当する事業主団体など(※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績があるなどの要件を満たす事業主団体  
ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体  
イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主  
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。

### <中小企業事業主の要件>

業種	A		B	
	資本または出資額		常時使用する労働者	
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下		50人以下	
サービス業(※2)	5,000万円以下		100人以下	
卸売業	1億円以下		100人以下	
その他の業種	3億円以下		300人以下	

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 市場調査
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）
- ④ 取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発
- ⑦ セミナー(※3)の開催など
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置など
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組

(※3) 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

## 成果目標

「成果目標」の達成を目指して、上記「改善事業」を実施してください。

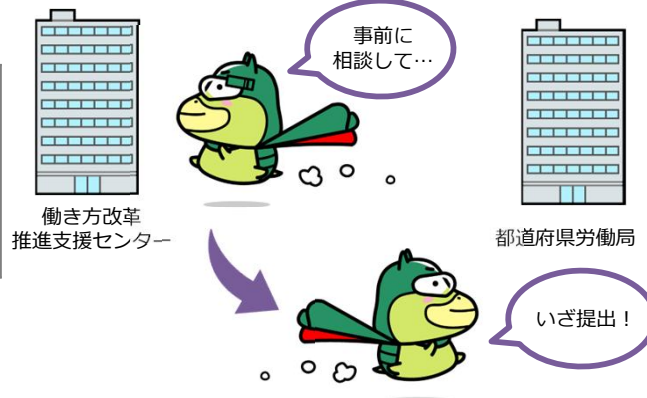
助成対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める**時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること。**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 総事業費から収入額を控除した額(※4) ③ 上限額：500万円
-----	--

(※4) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

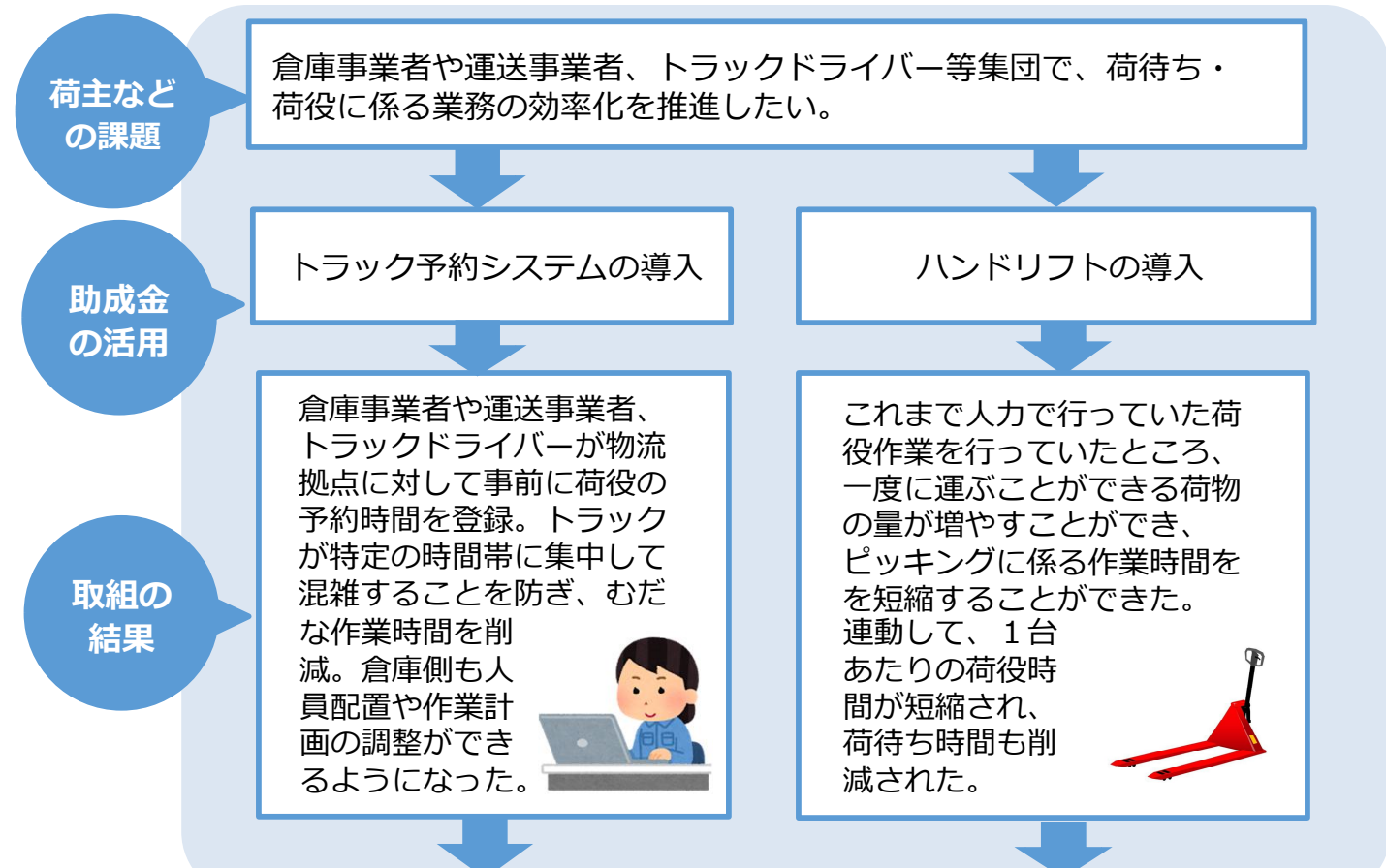


# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 取引環境改善コースのご案内

令和6年4月から、自動車運転者の業務についても、**時間外労働の上限規制**が適用されています。とりわけトラックドライバーは、荷主との関係において荷待ち・荷役時間を要因とする長時間労働の実態があります。

このコースでは、**荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合**に助成金を支給します。

## 課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備！

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年2月14日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、荷主集団等（代表事業主）の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」

## 対象集団等

- ① 荷主集団等を代表して、本助成金の申請に係る事務等を行う事業者（以下「代表事業主」という。）及び構成員を合わせて3者以上で構成された組織であること。
- ② 代表事業主を含め、少なくとも1以上の荷主若しくは倉庫事業者及び1以上の運送事業者で構成されていること。
- ③ 組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれる荷主集団であること。
- ④ 中小企業事業主の占める割合が、構成員たる運送事業者の1/2を超えていること。

など

<中小企業事業主の基準>

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 取引適正化への理解促進など、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
- ② 好事例の収集、普及啓発
- ③ セミナー(※2)の開催など
- ④ 巡回指導、相談窓口の設置など
- ⑤ 運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

(※2) 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

### 成果目標

「成果目標」の達成を目指して、上記「改善事業」を実施してください。

助成対象となる取組内容について、荷主集団等が事業実施計画で定める**改善事業を行い、運送事業主の1/2以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げる**こと。

### 助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象経費の合計額</li> <li>② 上限額：<b>100万円</b></li> </ol>

# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」

## 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

#### 企業の課題

新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！

業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいかわからない！

#### 助成金による取組

労働能率を増進するために設備・機器などを導入

労務管理用機器や、ソフトウェアを導入

外部の専門家によるコンサルティングを実施

#### 改善の結果



新たな機器・設備を導入して使用するようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。



専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：

令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容については、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare (2026.4)

# 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から③までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
設定時間数 事業実施前の	月60時間を超え月80時間以下	100万円	—
	月80時間超	150万円	50万円

成果目標②の上限額：25万円

成果目標③の上限額：25万円

## 加算制度

成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※3)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※3) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円





# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、**建設業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の  
課題

積算業務を効率化し、  
労働時間を削減したい！

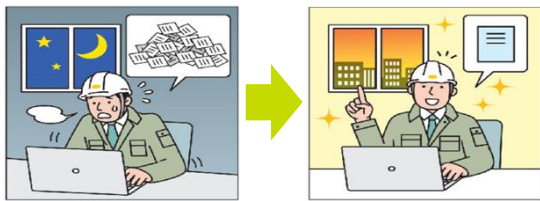
測量作業と重機操作を効率化し、  
労働時間を削減したい！

助成金  
による  
取組

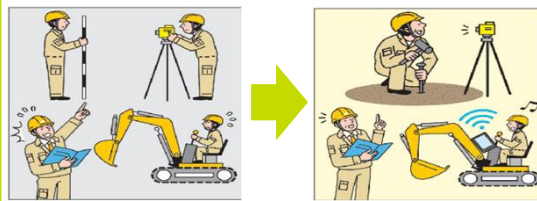
土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と  
重機用センサーユニットを導入

改善の  
結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人でできるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare (2026.4)

# 業種別課題対応コース（建設業）の助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。  
など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルの導入**
- ⑥ **4週における所定休日を1日以上増加**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑥までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
設定時間数の事業実施前の	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額(※3)

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

(※3) 成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数(※4)	1企業当たりの上限額(※5)
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 成果目標⑥の上限額：25～100万円

## 加算制度

## 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※6)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※6) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

## 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」

## 業種別課題対応コース（**運送業等**）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、**自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

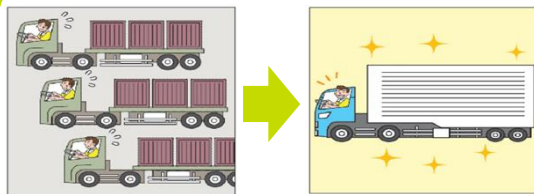
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

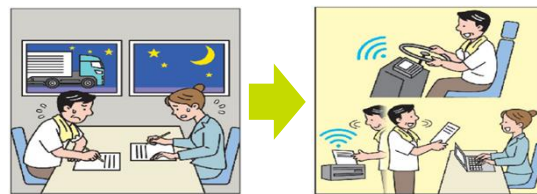
積載量の多いトレーラーを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

**助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。**

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare (2026.4)

# 業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

## 対象事業主

### 【対象事業主の要件】

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）
- ② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（※1）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間数の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **10時間以上の勤務間インターバルの導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※2）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※2）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



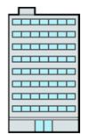
働き方改革推進支援センター  
または都道府県労働局に相談！



申請書  
カキカキ…  
添付書類も  
準備…



いざ提出！



都道府県労働局

## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
事業実施前の 設定時間数	月60時間を超え 月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額（※3）

削減した労働者1人あたりの 所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

（※3）成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数（※4）	1企業当たりの上限額（※5）
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

（※4）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

（※5）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 加算制度

### 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算（※6）

（常時使用する労働者が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 （上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 （上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 （上限360万円）

（※6）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

### 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む、**医療に従事する医師を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

X線検査に関する業務を効率化し、労働時間を削減したい！

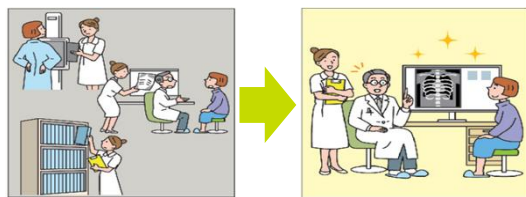
内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

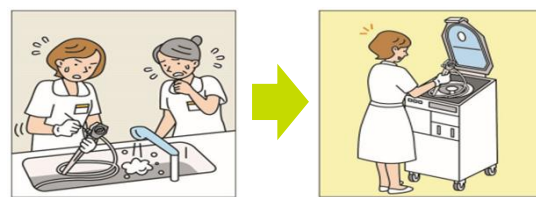
デジタル画像診断システムを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」

# 業種別課題対応コース（病院等）の助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間数の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルを導入**
- ⑥ **「医師の働き方改革の推進」の実施(※2)**

(※2) 以下アとイを全て実施する必要があります。詳しくは支給要領等をご確認ください。

- ア (ア) 労務管理責任者の設置と、責任の所在とその役割の明確化
- (イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休憩時間確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制の整備(副業・兼業を行う医師がいる場合)
- (ウ) 研修等によって労働時間管理の理解を深める取組の実施
- イ 医師の労働時間の実態把握を行うこと。

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記1から6までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※3)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※3) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
設定時間数の事業実施前の	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額(※4)

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

(※4) 成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数(※5)	1企業当たりの上限額(※6)
9時間以上10時間未満(※7)	120万円
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※5) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※6) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

(※7) 指定病院等については、10時間以上の休憩時間数とする必要があります。

## 成果目標⑥の上限額：50万円

## 加算制度

## 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※8)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※8) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上記の表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

## 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

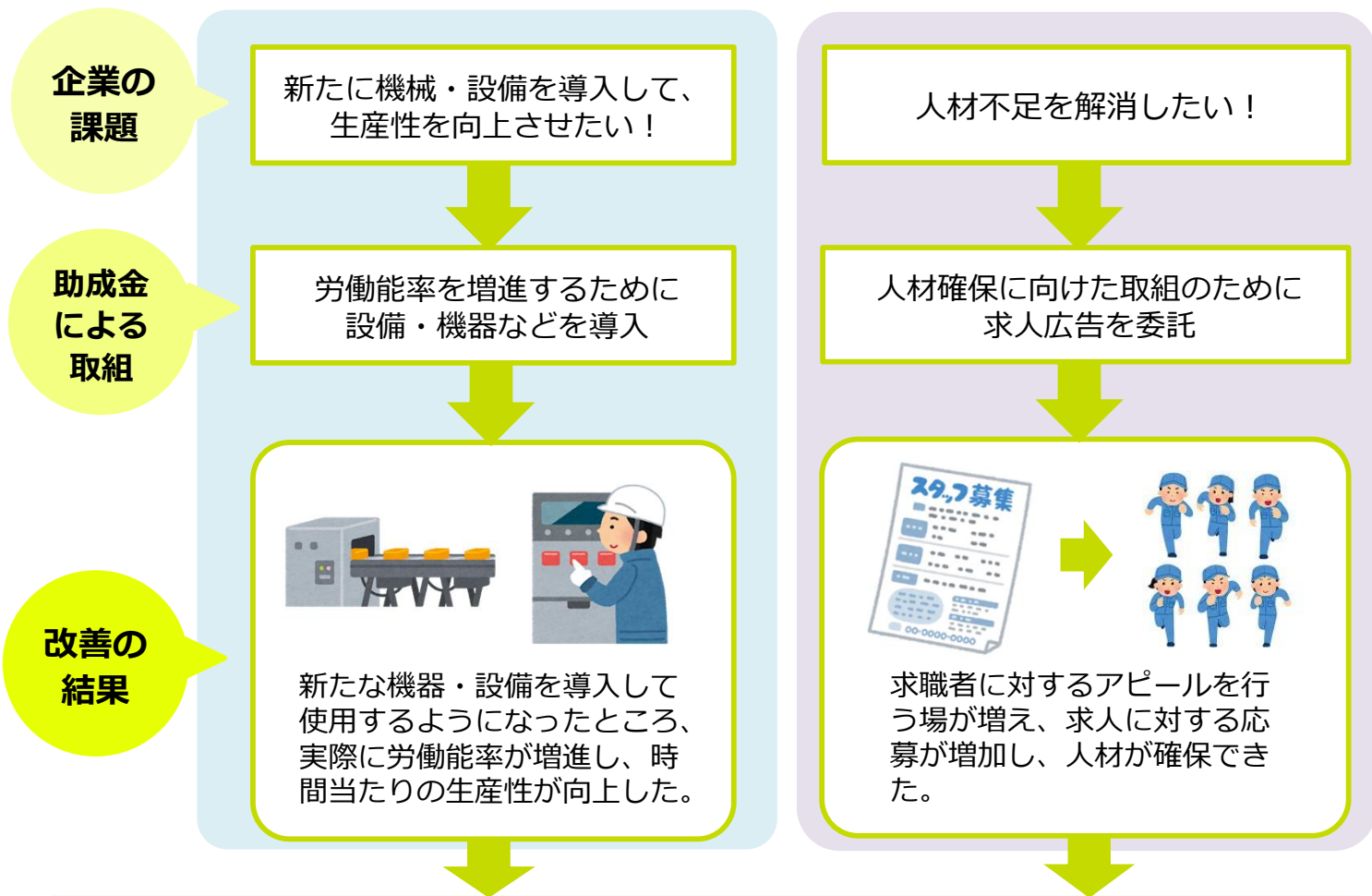
割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県））のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、**鹿児島県・沖縄県に所在する砂糖製造業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年3月14日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年3月19日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

**助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。**

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。 (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



鹿児島労働局HP



鹿児島働き方改革推進支援センター



沖縄労働局HP



沖縄働き方改革推進支援センター



申請様式など



電子申請システム「J-Grants」



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**

Ministry of Health, Labour and Welfare (2026.4)

# 業種別課題対応コース（砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県））の助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第142条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業を主たる事業として営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、日本甘蔗糖工業会、沖縄県黒砂糖工業会、日本分蜜糖工業会の会員であること。

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）
- ② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組（※2）
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（※1）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※2）労働者派遣の役務の提供を受ける際の派遣料金を含みます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間数の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルの導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※3）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※3）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



## 成果目標①の上限額：最大250万円

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
事業実施前の設定時間数	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額（※4）

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

（※4）成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

### 成果目標⑤の上限額

休憩時間数（※5）	1企業当たりの上限額（※6）
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

（※5）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

（※6）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 加算制度

### 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算（※7）

（常時使用する労働者が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）

（※7）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

### 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円



# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」



## 業種別課題対応コース（情報通信業、宿泊業）のご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバルの導入等に向けた環境整備に取り組む、**情報通信業、宿泊業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

顧客からのヒアリング業務と受注管理を効率化し、労働時間を削減したい！

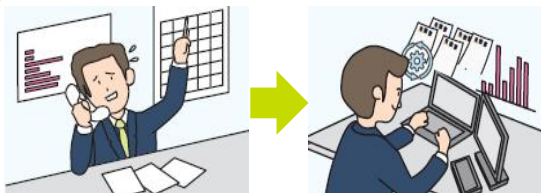
調理部門の料理の仕込みや調理の時間を削減したい！

助成金による取組

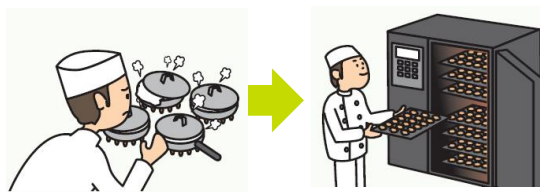
営業管理システムと自動見積りシステムを導入

スチームコンベクションオーブンを導入

改善の結果



顧客からの要望を自動回収化したこと、見積書の発行作業を簡略化したことで、1日当たりの作業時間が削減された。



温度を自動で調節できるようになったこと、1回あたりに調理できる量が増えたことで、仕込みや調理の時間を短縮することができた。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

**助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。**

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J」グランツ

# 業種別課題対応コース（情報通信業、宿泊業）の助成内容

## 対象事業主

- 主たる事業が日本標準産業分類に規定される「G 情報通信業」（大分類）又は「M 宿泊業、飲食サービス業」（大分類）のうち「75 宿泊業」（中分類）に該当する中小企業事業主であること。
  - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。
- など

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）
- ② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

（※1）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減**
- ② **所定外労働時間の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルの導入**

## 助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※2）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※2）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



## 成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
設定時間数 事業実施前の	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

## 成果目標②の上限額（※3）

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

（※3）成果目標①及び②は同時に選択できない。

## 成果目標③、④の上限額：各25万円

## 成果目標⑤の上限額

休憩時間数（※4）	1企業当たりの上限額（※5）
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

（※4）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

（※5）勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

## 加算制度

## 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算（※6）

（常時使用する労働者が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）

（※6）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

## 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

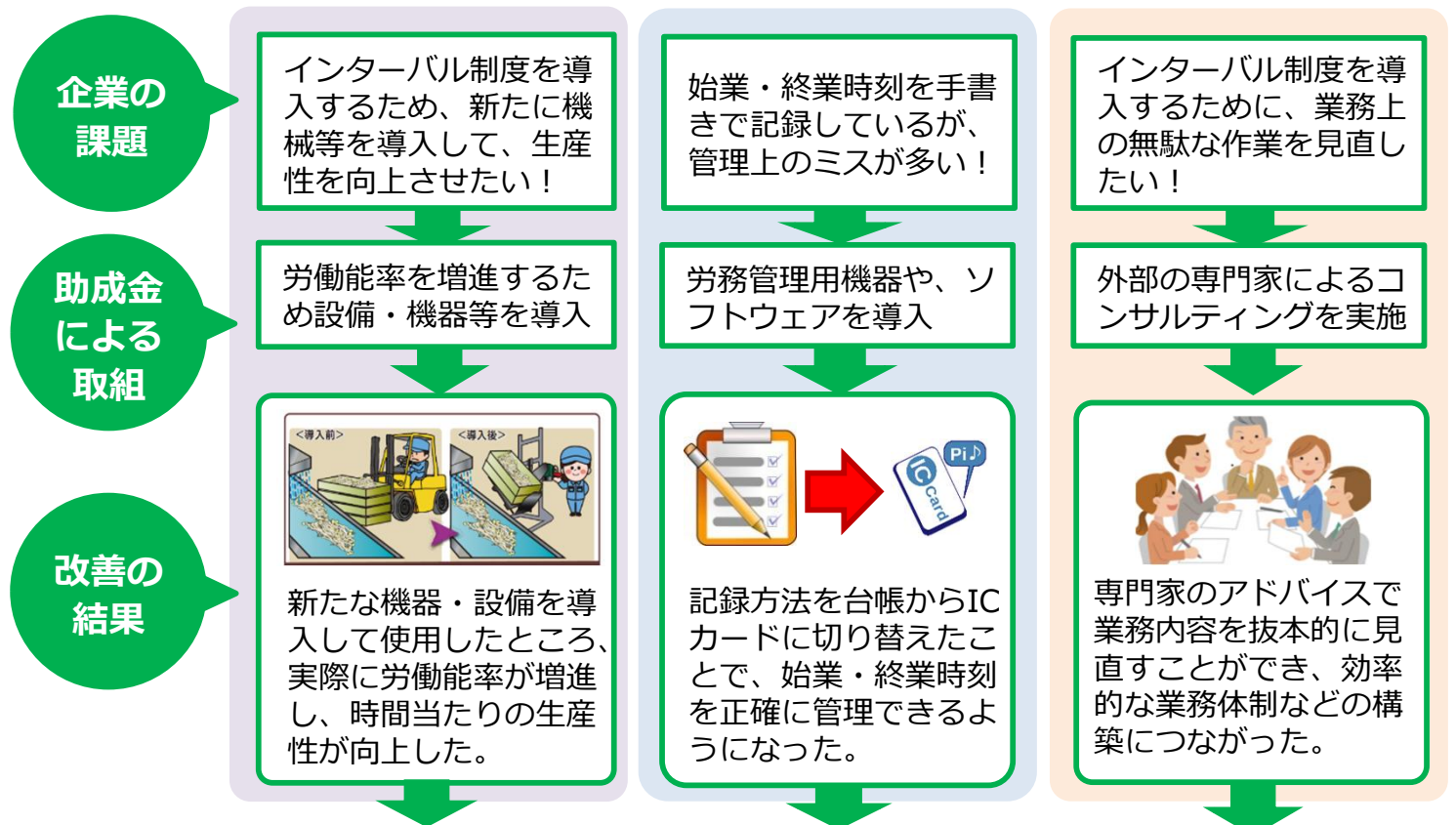
割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	75万円

# 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることにより、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースは、生産性を向上させ、**勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援**します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



**勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!**

## ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare (2026.4)

# 勤務間インターバル導入コースの助成内容

## 対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること(※1)。
3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。
4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
  - ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
  - ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
  - ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

## 改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

## 成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】  
新規に所属労働者の1/4を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】  
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】  
所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象として休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

など

## 助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した左記「成果目標」に設定された、下記の助成上限額に、下記の加算制度における上限額への加算額を <b>合計した金額</b>
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※4)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

### ● 新規導入：労働者の1/2超に適用

休憩時間数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	<b>100万円</b>
11時間以上	3/4	<b>150万円</b>

### ● 新規導入：労働者の1/4超1/2以下に適用

休憩時間数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	<b>50万円</b>
11時間以上	3/4	<b>75万円</b>

(※3) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

## 加算制度

### 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※5)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	<b>6万円</b>	<b>12万円</b>	<b>20万円</b>	<b>1人当たり2万円(上限60万円)</b>
5%以上引上げ	<b>24万円</b>	<b>48万円</b>	<b>80万円</b>	<b>1人当たり8万円(上限240万円)</b>
7%以上引上げ	<b>36万円</b>	<b>72万円</b>	<b>120万円</b>	<b>1人当たり12万円(上限360万円)</b>

(※5) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

### 成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。	<b>25万円</b>
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。	<b>75万円</b>



## ハローワーク大阪東の求人・求職状況

### 1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年4月	前年同月	前年同月比	令和8年4月	前年同月	前年同月比
計	9,447	9,326	1.3	61,896	65,898	▲ 6.1
建設業	403	315	27.9	4,434	4,314	2.8
製造業	634	723	▲ 12.3	4,272	4,476	▲ 4.6
情報通信業	580	802	▲ 27.7	2,359	2,645	▲ 10.8
運輸業,郵便業	347	393	▲ 11.7	4,463	5,253	▲ 15.0
卸売業,小売業	621	823	▲ 24.5	5,351	5,677	▲ 5.7
学術研究,専門・技術サービス業	710	748	▲ 5.1	2,371	2,440	▲ 2.8
宿泊業,飲食サービス業	1,865	1,039	79.5	5,417	6,542	▲ 17.2
生活関連サービス業,娯楽業	84	103	▲ 18.4	2,476	2,745	▲ 9.8
教育,学習支援業	215	132	62.9	948	774	22.5
医療,福祉	1,889	1,942	▲ 2.7	19,879	19,184	3.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,732	1,770	▲ 2.1	7,969	9,073	▲ 12.2

### 2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年4月	前年同月	前年同月比	令和8年4月	前年同月	前年同月比
職業計	2,558	2,152	18.9	36,559	34,838	4.9
A 管理的職業従事者	3	17	▲ 82.4	150	152	▲ 1.3
B 専門的・技術的職業従事者	508	457	11.2	6,602	6,283	5.1
C 事務従事者	720	559	28.8	9,642	8,582	12.4
D 販売従事者	135	133	1.5	1,994	1,873	6.5
E サービス職業従事者	223	192	16.1	3,723	3,538	5.2
F 保安職業従事者	22	12	83.3	398	380	4.7
G 農林漁業従事者	3	3	0.0	118	120	▲ 1.7
H 生産工程従事者	86	78	10.3	1,429	1,374	4.0
I 輸送・機械運転従事者	50	50	0.0	1,094	1,173	▲ 6.7
J 建設・採掘従事者	11	15	▲ 26.7	347	336	3.3
K 運搬・清掃・包装等従事者	180	157	14.6	3,656	3,556	2.8

### 3. 就職件数の推移

	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4
大阪東	359	349	296	344	248	298	363	291	290	269	305	485	321
大阪労働局	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546	5,914	4,830	4,991	4,662	5,152	6,487	5,922

## 職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和8年4月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	14,743	7,948	1.85	100,007	100,456	1.00
<b>01管理的職業</b>	47	32	1.47	334	493	0.68
<b>02研究・技術の職業</b>	2,669	524	5.09	12,470	6,573	1.90
006開発技術者	237	36	6.58	1,306	646	2.02
007製造技術者	155	96	1.61	859	1,421	0.60
008建築・土木・測量技術者	1,038	72	14.42	4,109	834	4.93
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	761	192	3.96	3,737	2,256	1.66
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	164	449	0.37	837	4,413	0.19
017デザイナー	65	230	0.28	275	2,255	0.12
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	878	286	3.07	8,768	4,130	2.12
023看護師、准看護師	462	128	3.61	4,089	2,012	2.03
024医療技術者	175	56	3.13	1,971	779	2.53
025栄養士、管理栄養士	47	14	3.36	1,057	295	3.58
028保健医療関係助手	77	24	3.21	818	323	2.53
<b>05保育・教育の職業</b>	273	119	2.29	2,302	1,689	1.36
029.031.032その他の保育・教育の職業	267	101	2.64	2,202	1,485	1.48
<b>06事務的職業</b>	1,536	2,552	0.60	9,059	29,144	0.31
033総務・人事・企画事務の職業	155	291	0.53	977	3,026	0.32
034一般事務・秘書・受付の職業	362	1,485	0.24	2,336	16,889	0.14
037医療・介護事務の職業	120	82	1.46	1,140	1,256	0.91
038会計事務の職業	262	212	1.24	1,045	2,508	0.42
040営業・販売関連事務の職業	283	170	1.66	1,432	1,983	0.72
<b>07販売・営業の職業</b>	2,571	500	5.14	10,597	6,627	1.60
045販売員	946	156	6.06	3,902	2,428	1.61
048営業の職業	1,555	313	4.97	6,260	3,901	1.60
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,417	334	4.24	14,467	4,629	3.13
049福祉・介護の専門的職業	448	173	2.59	5,849	1,918	3.05
050施設介護の職業	665	143	4.65	6,499	2,508	2.59
051訪問介護の職業	304	18	16.89	2,119	203	10.44
<b>09サービスの職業</b>	1,546	428	3.61	9,792	5,265	1.86
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	88	71	1.24	2,938	743	3.95
055飲食調理の職業	459	139	3.30	3,660	1,772	2.07
056接客・給仕の職業	844	109	7.74	2,376	1,567	1.52
057居住施設・ビル等の管理の職業	65	53	1.23	324	567	0.57
<b>10警備・保安の職業</b>	608	42	14.48	3,137	753	4.17
<b>11農林漁業の職業</b>	14	19	0.74	174	371	0.47
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	794	353	2.25	7,861	5,490	1.43
071製品製造・加工処理工（金属製品）	169	59	2.86	2,132	1,163	1.83
072製品製造・加工処理工（食料品等）	36	30	1.20	538	508	1.06
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	182	74	2.46	1,244	951	1.31
074機械組立工	74	32	2.31	715	560	1.28
075機械整備・修理工	108	27	4.00	1,438	531	2.71
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	134	97	1.38	858	1,038	0.83
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	930	225	4.13	9,316	4,854	1.92
082配送・集荷の職業	125	79	1.58	1,399	1,634	0.86
083貨物自動車運転の職業	183	32	5.72	3,401	966	3.52
085乗用車運転の職業	355	51	6.96	2,438	828	2.94
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	169	32	5.28	767	581	1.32
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	396	59	6.71	7,072	1,245	5.68
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	218	20	10.90	2,168	457	4.74
092土木の職業	31	6	5.17	2,231	233	9.58
094電気・通信工事の職業	83	28	2.96	1,406	398	3.53
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	900	447	2.01	3,821	7,218	0.53
095荷役・運搬作業員	557	77	7.23	1,840	1,637	1.12
096清掃・洗浄作業員	134	107	1.25	804	1,277	0.63
（IT関連計）	1,616	663	2.44	8,235	7,382	1.12
（福祉関連計）	1,983	440	4.51	19,624	6,494	3.02
（介護関連小計）	1,358	274	4.96	13,733	3,885	3.53

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。  
 ※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。  
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。  
 ※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

# 職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和8年4月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	9,122	4,319	2.11	61,739	63,069	0.98
<b>02研究・技術の職業</b>	60	70	0.86	377	1,085	0.35
007製造技術者		19	0.00	27	276	0.10
008建築・土木・測量技術者	24	5	4.80	123	175	0.70
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	25	25	1.00	149	250	0.60
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	213	124	1.72	679	1,400	0.49
017デザイナー	108	49	2.20	268	554	0.48
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	654	214	3.06	5,752	2,819	2.04
023看護師、准看護師	444	113	3.93	3,027	1,576	1.92
024医療技術者	77	23	3.35	1,092	334	3.27
028保健医療関係助手	66	24	2.75	832	295	2.82
<b>05保育・教育の職業</b>	456	100	4.56	2,817	1,689	1.67
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	251	29	8.66	672	419	1.60
029.031.032その他の保育・教育の職業	205	71	2.89	2,145	1,270	1.69
<b>06事務的職業</b>	984	1,119	0.88	6,120	14,917	0.41
034一般事務・秘書・受付の職業	215	696	0.31	1,965	9,531	0.21
037医療・介護事務の職業	97	54	1.80	1,035	831	1.25
038会計事務の職業	222	67	3.31	502	892	0.56
040営業・販売関連事務の職業	67	24	2.79	348	444	0.78
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	118	87	1.36	529	976	0.54
<b>07販売・営業の職業</b>	593	122	4.86	2,678	2,446	1.09
045販売員	549	94	5.84	2,412	2,059	1.17
048営業の職業	38	22	1.73	182	302	0.60
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,284	180	7.13	12,651	2,920	4.33
049福祉・介護の専門的職業	160	78	2.05	2,461	1,019	2.42
050施設介護の職業	728	90	8.09	7,017	1,702	4.12
051訪問介護の職業	396	12	33.00	3,173	199	15.94
<b>09サービスの職業</b>	2,326	290	8.02	13,335	4,724	2.82
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	20	28	0.71	845	327	2.58
055飲食物調理の職業	1,239	107	11.58	9,114	2,036	4.48
056接客・給仕の職業	740	77	9.61	1,938	1,034	1.87
057居住施設・ビル等の管理の職業	256	49	5.22	696	873	0.80
<b>10警備・保安の職業</b>	307	29	10.59	2,533	627	4.04
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	205	97	2.11	1,995	1,732	1.15
071製品製造・加工処理工（金属製品）	12	10	1.20	224	215	1.04
072製品製造・加工処理工（食料品等）	67	14	4.79	608	341	1.78
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	60	27	2.22	596	461	1.29
074機械組立工	14	4	3.50	151	145	1.04
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	18	1	18.00	140	44	3.18
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	168	84	2.00	2,630	1,801	1.46
082配送・集荷の職業	40	28	1.43	506	555	0.91
083貨物自動車運転の職業	3	5	0.60	202	118	1.71
085乗用車運転の職業	96	27	3.56	1,364	650	2.10
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	11	10	1.10	121	150	0.81
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	12	4	3.00	170	188	0.90
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	9	1	9.00	47	76	0.62
092土木の職業	3	1	3.00	78	37	2.11
094電気・通信工事の職業		1	0.00	17	58	0.29
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	1,846	725	2.55	9,809	12,364	0.79
095荷役・運搬作業員	80	56	1.43	941	1,016	0.93
096清掃・洗浄作業員	1,360	212	6.42	5,828	3,479	1.68
097包装作業員	222	52	4.27	754	728	1.04
098選別・ピッキング作業員	59	58	1.02	641	1,214	0.53
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	125 262	347 179	0.36 1.46	1,645 1,048	5,927 2,060	0.28 0.51
（福祉関連計）	1,783	285	6.26	16,563	4,426	3.74
（介護関連小計）	1,286	145	8.87	12,651	2,556	4.95

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに所来せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

## 職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和8年4月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
<b>職業計</b>	243,123	320,157	257,916	246,105	316,174	251,616
<b>01管理的職業</b>	299,864	387,136	416,667	282,616	357,517	384,951
<b>02研究・技術の職業</b>	285,945	467,293	295,761	269,266	446,170	296,522
006開発技術者	268,499	408,766	297,778	261,635	426,509	321,969
007製造技術者	263,247	372,042	260,000	248,440	381,645	260,491
008建築・土木・測量技術者	316,933	550,089	305,263	292,560	492,520	320,749
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	250,960	394,135	329,200	255,634	426,924	303,670
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	252,280	381,495	296,410	243,567	353,837	250,957
017デザイナー	231,860	324,978	259,722	243,026	336,990	246,989
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	258,966	320,017	296,585	257,422	304,902	285,887
023看護師、准看護師	278,576	333,442	292,391	270,874	313,821	291,068
024医療技術者	259,978	310,764	300,000	260,363	311,977	298,587
025栄養士、管理栄養士	197,286	225,691	240,000	218,571	257,449	230,120
028保健医療関係助手	213,750	247,397	180,000	206,349	239,934	211,940
<b>05保育・教育の職業</b>	228,163	268,773	242,857	233,404	273,465	243,786
029.031.032その他の保育・教育の職業	228,163	268,773	244,444	234,252	274,717	247,667
<b>06事務的職業</b>	221,056	273,727	236,952	222,591	275,135	231,258
033総務・人事・企画事務の職業	226,647	286,970	262,500	233,919	299,720	255,499
034一般事務・秘書・受付の職業	206,179	239,587	225,820	212,289	252,302	221,918
037医療・介護事務の職業	211,629	254,736	231,429	210,076	246,195	212,764
038会計事務の職業	245,736	326,277	253,429	236,638	318,081	244,158
039生産関連事務の職業	217,579	263,552	283,571	228,877	293,228	266,615
040営業・販売関連事務の職業	228,686	285,572	259,286	227,654	281,849	248,712
<b>07販売・営業の職業</b>	231,535	294,388	292,424	244,526	319,739	273,717
045販売員	205,456	238,390	256,286	232,210	290,682	228,414
048営業の職業	240,603	317,630	311,579	250,094	335,783	298,129
<b>08福祉・介護の職業</b>	239,559	274,158	245,686	248,667	282,252	237,990
049福祉・介護の専門的職業	254,221	295,010	250,000	265,387	301,790	240,580
050施設介護の職業	229,716	266,310	238,571	233,751	263,657	235,766
051訪問介護の職業	240,986	261,240	260,000	233,476	267,796	236,341
<b>09サービスの職業</b>	234,680	270,647	243,425	250,634	292,928	233,937
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	217,500	250,000	222,143	263,900	306,350	227,200
055飲食調理の職業	234,271	284,756	247,241	248,519	294,162	243,668
056接客・給仕の職業	236,216	266,745	247,333	241,728	284,245	238,246
057居住施設・ビル等の管理の職業	211,547	230,391	241,250	215,022	229,698	207,540
<b>10警備・保安の職業</b>	209,040	226,768	200,000	210,587	229,389	209,217
<b>11農林漁業の職業</b>	193,767	233,767	240,000	239,380	329,590	224,000
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	231,612	310,774	241,379	228,748	311,924	246,558
071製品製造・加工処理工（金属製品）	233,249	308,950	249,000	230,255	319,705	251,202
072製品製造・加工処理工（食料品等）	250,000	275,000	223,333	235,005	289,317	233,377
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	230,249	274,378	250,833	220,639	285,219	234,178
074機械組立工	213,781	279,248	262,500	222,935	313,777	247,024
075機械整備・修理工	236,106	348,091	250,000	231,637	319,441	248,817
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	245,234	357,091	226,667	243,954	361,795	260,267
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	231,708	290,687	262,750	255,684	313,067	266,952
082配送・集荷の職業	241,454	270,133	266,154	246,757	287,390	262,472
083貨物自動車運転の職業	263,624	309,000	327,500	276,888	346,641	298,842
085乗用車運転の職業	215,683	373,623	250,833	226,795	275,810	266,134
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	224,854	269,220	250,000	236,934	298,422	252,596
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	253,452	377,504	293,000	251,432	375,111	285,600
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	256,821	382,476	250,000	252,395	376,823	292,843
092土木の職業	249,767	342,133	--	256,260	363,449	266,739
094電気・通信工事の職業	239,940	342,004	297,778	245,182	375,688	281,125
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	214,835	248,301	205,263	223,531	272,393	210,060
095荷役・運搬作業員	212,325	249,771	216,000	222,639	272,442	220,988
096清掃・洗浄作業員	218,061	245,834	203,333	225,517	272,969	201,260
（IT関連計）	254,682	385,106	273,053	253,243	411,215	278,141
（福祉関連計）	247,191	286,836	271,961	250,943	287,642	268,579
（介護関連小計）	237,649	272,222	246,279	243,934	277,875	242,861

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

## 職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和8年4月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
<b>職業計</b>	1,280	1,368	1,302	1,300	1,406	1,296
<b>02研究・技術の職業</b>	1,564	2,091	1,492	1,453	1,857	1,530
006開発技術者	1,500	2,000	1,177	1,311	1,961	1,675
008建築・土木・測量技術者	1,930	2,920	1,567	1,579	2,059	1,584
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,189	1,394	1,189	1,228	1,509	1,642
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	1,338	1,524	1,330	1,295	1,541	1,354
017デザイナー	1,248	1,395	1,227	1,236	1,467	1,313
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	1,846	2,032	1,786	1,699	1,906	1,703
023看護師、准看護師	1,817	1,969	1,802	1,724	1,906	1,679
024医療技術者	1,936	2,161	1,658	1,819	2,100	1,689
025栄養士、管理栄養士	1,250	1,400	1,533	1,309	1,384	1,397
028保健医療関係助手	1,247	1,363	1,250	1,236	1,363	1,224
<b>05保育・教育の職業</b>	1,512	1,761	1,475	1,374	1,500	1,452
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,252	1,300	1,189	1,239	1,318	1,230
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,657	2,018	1,560	1,407	1,545	1,513
<b>06事務的職業</b>	1,283	1,424	1,246	1,246	1,351	1,257
034一般事務・秘書・受付の職業	1,263	1,339	1,233	1,239	1,329	1,254
037医療・介護事務の職業	1,288	1,349	1,205	1,243	1,328	1,204
038会計事務の職業	1,261	1,601	1,288	1,263	1,492	1,278
040営業・販売関連事務の職業	1,293	1,392	1,339	1,251	1,375	1,290
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,209	1,466	1,258	1,201	1,301	1,236
<b>07販売・営業の職業</b>	1,177	1,281	1,249	1,225	1,356	1,300
045販売員	1,177	1,261	1,244	1,221	1,350	1,214
048営業の職業	1,380	1,868	1,271	1,279	1,470	1,725
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,315	1,462	1,298	1,323	1,468	1,265
049福祉・介護の専門的職業	1,332	1,509	1,351	1,351	1,489	1,292
050施設介護の職業	1,291	1,402	1,245	1,283	1,367	1,240
051訪問介護の職業	1,355	1,559	1,317	1,399	1,703	1,312
<b>09サービスの職業</b>	1,192	1,225	1,254	1,198	1,257	1,210
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,239	1,500	1,259	1,206	1,442	1,256
055飲食物調理の職業	1,177	1,200	1,287	1,188	1,225	1,193
056接客・給仕の職業	1,218	1,256	1,230	1,194	1,261	1,212
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,234	1,239	1,255	1,210	1,216	1,203
<b>10警備・保安の職業</b>	1,190	1,240	1,177	1,215	1,296	1,193
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	1,266	1,393	1,282	1,217	1,323	1,229
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,272	1,378	1,177	1,252	1,401	1,256
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,256	1,270	1,200	1,206	1,277	1,197
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,212	1,295	1,195	1,177	1,267	1,203
074機械組立工	1,415	1,465	1,189	1,222	1,292	1,206
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,327	1,333	--	1,215	1,266	1,321
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	1,248	1,289	1,229	1,261	1,328	1,224
082配送・集荷の職業	1,233	1,332	1,177	1,254	1,365	1,214
083貨物自動車運転の職業	--	--	1,183	1,378	1,506	1,211
085乗用車運転の職業	1,231	1,261	1,241	1,216	1,268	1,216
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,300	1,300	1,350	1,318	1,364	1,307
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	1,750	1,917	1,177	1,607	1,981	1,310
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	2,000	2,000	--	1,766	2,031	1,248
092土木の職業	1,250	1,750	1,177	1,612	2,299	1,317
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,283	1,367	1,336
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	1,196	1,219	1,180	1,201	1,228	1,179
095荷役・運搬作業員	1,232	1,269	1,201	1,224	1,273	1,203
096清掃・洗浄作業員	1,194	1,216	1,190	1,198	1,218	1,177
097包装作業員	1,207	1,249	1,177	1,188	1,234	1,177
098選別・ピッキング作業員	1,203	1,249	1,177	1,219	1,277	1,191
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,194	1,210	1,177	1,205	1,242	1,177
（IT関連計）	1,231	1,467	1,271	1,232	1,433	1,371
（福祉関連計）	1,457	1,608	1,557	1,439	1,598	1,465
（介護関連小計）	1,312	1,459	1,269	1,321	1,465	1,258

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2026年4月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	1	9	3	15	TOEIC(600点～)	29	248	15	40
第三種電気主任技術者	5	114	16	133	日本語検定1級	26	246	0	24
1級電気工事施工管理技士	6	57	23	108	日本語検定3級	15	229	0	0
2級電気工事施工管理技士	0	30	19	91	日商簿記1級	11	136	0	13
一級建築士	19	139	89	415	日商簿記2級	175	2,034	29	191
二級建築士	10	187	83	366	日商簿記3級	208	2,324	70	353
1級建築施工管理技士	11	107	95	482	簿記能力検定(全経2級)	6	98	0	6
2級建築施工管理技士	3	72	84	362	運行管理者(貨物)	7	218	2	38
1級土木施工管理技士	9	166	177	524	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	6	102	1	12
2級土木施工管理技士	3	88	169	483	医療事務資格	36	349	6	89
1級造園施工管理技士	2	22	1	47	登録販売者(一般医薬品)	18	258	0	125
薬剤師	24	300	21	332	理容師	5	49	2	1,322
保健師	20	210	15	191	美容師	49	527	41	1,963
助産師	8	99	0	45	ネイリスト技能検定試験2級	5	31	0	24
看護師	198	2,311	619	4,839	ネイリスト技能検定試験3級	3	55	0	23
准看護師	25	445	276	2,564	調理師	86	1,351	465	2,292
臨床検査技師	16	130	8	110	警備員検定試験(1級)	0	0	14	16
理学療法士	12	131	88	945	警備員検定試験(2級)	0	5	15	29
作業療法士	7	80	68	865	大型自動車免許	39	1,155	44	1,325
歯科技工士	6	71	6	46	大型自動車第二種免許	27	478	8	312
歯科衛生士	21	269	55	394	普通自動車免許	2,308	37,048	130	2,767
診療放射線技師	5	90	7	54	普通自動車第二種免許	36	538	182	1,553
言語聴覚士	1	33	38	417	大型特殊自動車免許	9	206	0	37
管理栄養士	29	330	82	612	自動二輪車免許	60	959	11	183
栄養士	37	484	108	1,072	原動機付自転車免許	10	347	464	1,006
あん摩マッサージ指圧師	2	25	54	247	牽引免許	9	304	0	207
はり師	10	87	59	237	フォークリフト運転技能者	176	3,740	324	2,561
きゅう師	9	79	19	127	中型自動車免許	23	442	84	1,729
柔道整復師	8	112	70	268	中型自動車第二種免許	2	40	0	80
臨床心理士	0	22	8	66	8トン限定中型自動車免許	10	500	30	805
社会福祉士	25	357	181	1,150	危険物取扱者(乙種)	61	1,141	29	200
介護福祉士	135	1,955	735	8,585	危険物取扱者(丙種)	8	94	0	23
保育士	113	1,980	349	2,791	溶接技能者	0	29	0	22
ホームヘルパー1級	5	57	26	399	ガス溶接技能者	14	363	0	241
ホームヘルパー2級	74	1,333	382	3,805	アーク溶接技能者(基本級)	5	203	5	94
精神保健福祉士	11	118	58	487	二級自動車整備士	8	96	7	160
介護支援専門員(ケアマネージャー)	24	467	52	1,476	三級自動車整備士	0	50	7	159
介護職員基礎研修修了者	2	35	6	248	自動車検査員	2	32	2	22
福祉用具専門相談員	9	115	8	50	2級ボイラー技士	15	224	19	58
介護職員初任者研修修了者	70	1,064	952	9,391	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	7	137	7	38
介護職員実務者研修修了者	36	472	547	5,526	移動式クレーン運転士	7	199	3	76
税理士	4	24	11	44	小型移動式クレーン運転技能者	5	236	5	150
社会保険労務士	11	123	33	81	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	40	0	37
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	85	1,487	70	1,022	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	4	134	3	220
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	35	456	128	454	玉掛技能者	57	1,282	62	904
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	52	784	43	146	第一種電気工事士	13	201	19	331
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	94	976	71	370	第二種電気工事士	64	925	98	898
管理業務主任者	6	75	2	16	足場の組立て等作業主任者	1	56	0	62
実用英語技能検定2級	58	678	7	27	1級管工事施工管理技士	3	47	29	110
TOEIC(730点～)	68	521	0	6	2級管工事施工管理技士	0	23	19	116